

4. 補助の対象となる経費等について

事業が完了し、額の確定を行う際は、実績報告書及び各証ひょう類等によって事業が適正に実施されているか精査します。

補助対象経費及び補助対象外経費について、別表1、2-1、2-2に掲載していますので、改めて確認をお願いします。

交付決定した経費でも、補助対象外経費に当たる経費については、補助の対象とすることはできませんので御注意ください。

(1) 補助対象となる経費

<別表1> 補助対象となる経費（日本遺産）

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明	
地域文化財総合活用推進事業	主たる経費 ア 人材育成事業 イ 普及啓発事業 ウ 調査研究事業	事業費	給与			
			報酬			
			職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当		
			共済費	傷害保険 〇〇保険	危険作業を伴う等必要な場合に限る	
			報償費	講師等謝金 原稿執筆謝金 会議出席謝金 出演料 〇〇謝金		
			旅費	普通旅費 特別旅費 費用弁償		
			使用料及び借料	会場借料 自動車等借上料 〇〇借料 〇〇損料		
			役務費	通信運搬費 手数料 現像焼付料	振込手数料等	
			委託費	〇〇委託費		
			請負費	請負費		
			備品購入費	備品購入費		
			原材料費	〇〇費		
			需用費	消耗品費 印刷製本費 会議費	単価が10万円未満(税込)のものに限る。	

(2) 補助対象とならない経費、単価上限等

補助対象とならない経費の事例、単価上限等については、別表2-1、2-2を参照してください。

<別表2-1>各費目における単価上限、補助対象外経費等

・1回当たりの支払額が35,000円(税込)以上となる場合、銀行振り込みとすること。

費目	細分	注意事項	上限金額(税込)
全事項共通		事業の趣旨・目的に沿わない経費、積算根拠が不明確な経費	左記は全て 全額補助対象外
		外部委託のみの事業等、協議会等に主体性が認められない事業	
		協議会等及び構成団体又はその構成員等に対する 支出は補助対象外	
賃金		本事業のために臨時に雇用する者のみ対象	1,070円/時
共済費		イベント保険、その他危険な作業を伴う場合のみ対象。雇用に伴う健康保険、年金保険、雇用保険等の事業主負担分等は補助対象外	—
報償費	会議出席	有識者による審議、討論等	14,000円/日
	講演	専門家による講話、研究報告等。技芸等の実演、指導等は適用外	35,650円/日
	調査	専門家による現地調査。専門家以外による現地調査は賃金単価を適用。	12,230円/日
	指導・実技	技芸等の実演、指導、教授、解説(現地解説を含む)等	10,400円/日
	原稿執筆	日本語 400字(A4用紙1枚)程度	2,040円/枚
		外国語 200語(A4用紙1枚)程度	5,100円/枚
	翻訳	和文英訳 200語(A4用紙1枚)程度	6,250円/枚
		英文和訳 400字(A4用紙1枚)程度	4,200円/枚
		その他和訳 400字(A4用紙1枚)程度	5,380円/枚
	出演料	公演における演技披露。社会通念上、著しく高額と認められる場合は補助対象外	—
全般	文化財保存技術等の講習に係る受講者手当は補助対象外	—	
旅費	交通費	公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額 飛行機を利用した場合、航空券の半券及び領収書を添付すること。	—
		・行事・教室等参加者・受講者の送迎費・移動費(バスの借り上げ)等、参加者・ 受講者等の受益者が負担すべきもの ・実行委員会内の事務会合に係る交通費	左記は全て 全額補助対象外
		特別料金(グリーン料金、ビジネスクラス料金等)、タクシー代、レンタカー代、 ガソリン代	
	宿泊費	真に必要な場合のみ(食事代(パック料金の場合は相当額)補助対象外)	9,800円/日
日当	日当及び日当に相当すると認められる定額支給のもの全て	補助対象外	

使用料及び借料			
役務費		—	
委託費			
請負費	<ul style="list-style-type: none"> ・発注予定金額が10万円（税込み）以上の場合、見積書を添付すること。 ・発注予定金額が100万円（税込み）以上の場合、複数者からの見積書を添付すること。契約の際は可能な限り入札により相手方を決定すること。複数者からの見積書を添付することができない場合は、その理由を添付すること（様式任意）。 ・作業一式を外部委託等する場合は、委託内容及び経費積算の分かる資料を添付すること。なお、外部に委託する場合でも、各費目において本表の基準を適用すること。（見積書にも内訳を記載すること。一式は不可。） 		
需用費	消耗品	<ul style="list-style-type: none"> ・1点10万円（税込）以上の高額物品 ・パソコンやカメラ等、電力により稼働するもの全て ・参加者、協力者への贈答が目的の物品（賞状、景品等）は補助対象外 ・個人が所有することとなる物品（鉢巻き、晒し、足袋等） ・参加者が実費負担すべき消耗品（材料費等） ・金券の購入（報償費として支給する場合も含む） 	1点10万円(税込)未満のものが対象
		発注予定金額が10万円（税込）以上の場合には見積書を添付すること。	左記は全て全額補助対象外
その他の補助対象外経費等	食糧費	食糧費全般（講師用の弁当、会議用の水等も全て）	
	不動産関係費	建物の建設・修繕費、不動産購入費、不動産賃貸費、安全柵等の整備費	
	祭等の運営費	祭行事、レセプション（表彰式、懇親会、祝賀会等）の運営経費、大会参加費	
	団体が当然負担すべき経費	協議会等及びその構成団体の維持管理経費（家賃、光熱水費、電話代、臨時雇用者以外の賃金、パソコン・プリンタの借料、コピー機の保守料、ドメイン取得・サーバー維持管理費等）、クリーニング代、収入印紙代、印鑑類、構成団体への振込に係る振込手数料等	
	受益者負担すべき経費	参加者・受講者等から実費を徴収すべき経費（講座参加者用書籍代、ワークショップ等の原材料費等）	
	実績報告書提出に係る経費	本事業の実績報告に係る印刷製本費、通信費、旅費等	
	補助期間外の支出	補助事業期間外（着手日から完了日の間以外）に実施した事業に係る経費（補助事業期間外に発生した振込手数料は補助対象外となるので注意すること）	

※経費の性質が上記と同義のものは、同様の取扱いとなります。

※上記は補助金を充当できる単価です。実際の支出単価は、協議会等において基準を定める等、適切に運用すること。

※下線部分は特に誤りの多い箇所です。十分御注意の上、事業を実施してください。

<別表2-2>補助対象とならない例（事業別）

ここに記載した内容はあくまで対象外の一例のため、下記にかかわらず事業の趣旨・要項等に沿わない経費、積算根拠が不明確な経費等は対象外となります。なお、事業を実施するに当たり、実施内容が補助対象外経費に当たるか判断がつかない場合は、文化庁にお問い合わせください。

対象事業	事業内容	事業例
人材育成事業	観光ガイド等の人材養成	<ul style="list-style-type: none"> ○博物館学芸員の育成は補助対象外 ○ガイドのための英語研修等で英会話学校に通学する等は補助対象外 ○ガイドのためのジャケットや帽子などの制作は補助対象外 ○受講者への手当，旅費（車輛借料含む）は補助対象外 ○原材料を生産するだけなど、原材料確保そのものの取組は補助対象外。ただし、確保した原材料は、技術の伝承等の目的のみに使用すること。製品の販売など営利目的のための使用は不可 ○講師の報償費，旅費は単価等の規定によること。別表2-1にある単価上限を超える部分については補助対象外 ○先進地等への視察は補助対象外
普及啓発事業	フェスティバル，ワークショップ，シンポジウム等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○一過性のイベントや地方公共団体等からの予算の付け替えと認められる取組は補助対象外 ○出演料は別紙様式に基づく出演者一覧表を作成すること。出演者が不明瞭な出演料は全額補助対象外 ○出演者への配布を目的とした公演映像記録など，日本遺産ストーリーの普及などに資すると認められない撮影に関する経費は補助対象外 ○ワークショップ等において，個人的に持って帰って使用するものや材料費等，受講者等の受益者が負担すべきものは補助対象外 ○地域に関係のない伝統芸能や伝統工芸等に関する取組は補助対象外 ○学術調査等の根拠に基づかず伝統芸能や伝統工芸等を復活する取組は補助対象外 ○現代アート等の構成文化財の関連性が認められないイベントは補助対象外 ○俳句コンテスト等の優劣をつける取組は補助対象外 ○構成文化財等で実施される地域性を伴わない公演や演奏会は補助対象外 ○文化財建造物等におけるプロジェクションマッピングや文化財のライトアップは補助対象外 ○美術館・博物館の企画展や展示コンテンツの作成は美術館・博物館の本来の事業のため，補助対象外 ○講師の報償費，旅費は単価等の規定によること。別表2-1にある単価上限を超える部分については補助対象外
調査研究事業	調査研究，モニターツアー	<ul style="list-style-type: none"> ○新製品の開発に関する調査研究等，営利目的の事業は補助対象外 ○文化財指定を目的とする調査は補助対象外

		<p>○市史、町史、村史の編さんに係る調査研究は補助対象外</p> <p>○まちづくり計画そのものを策定する取組は補助対象外</p> <p>○大学や研究機関等が実施すべき研究・成果発表は補助対象外</p> <p>○現地調査に先立つ草刈りなどの構成文化財の環境整備事業の維持管理は補助対象外</p> <p>○モニターツアーを実施する場合は、成果物として参加者のアンケート等を分析した結果等を分析した調査報告を必ず提出すること。アンケートを取るだけのものは認めない。</p> <p>○モニターツアーやガイドツアーなどの実施に当たっては、旅行業法等の法令を遵守して実施してください。</p>
<p>その他注意すべき事業</p>		<p>上記にかかわらず、次の事業は補助対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域色の薄い取組（その地域固有の伝統芸能・伝統行事等以外の公演に係る経費） ○ 神職のみによる神事等、特定の宗教者・宗教団体によって行われる宗教行事等は補助対象外。（指定文化財を除く。） ○ 地方公共団体の予算の付け替えと認められる取組は補助対象外 ○ 学校の授業、クラブ活動等における取組は補助対象外